

【お願い】孤独死を未然に防ぐために

今日、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化など社会情勢の変化に伴い、私たちの身の回りの地域社会や家庭の様相は大きく変容しています。沖縄県においても、集合住宅を中心に住民の入れ替わりが多く地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

おかしいと思ったら連絡をお願いします。



- 最近、姿を見かけない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 洗濯物が干したままになっている。
- 部屋の電気が消えたまま、ついたまま等

沖縄県住宅供給公社 入居係 098-917-2206

家賃の支払いについて一人で悩んでいませんか！

新型コロナウイルスの影響による家賃滞納に関する相談などもひとりで悩まずご相談ください。

当公社窓口では、社会福祉士の資格を持った専門相談員が、福祉事務所その他関係機関と連携を図りながら、県営住宅家賃滞納に関する相談に応じます。

感染拡大防止対策を行ったうえで、各出張所においても相談を受け付けておりますが、事前に予約をお願いします。



専門相談窓口
専用ダイヤル

(098) 917-1210

☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

受付時間:8:30~17:15(土日祝日・年末年始は除く)

- 名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関すること《入居係》 ☎098-917-2206
(例:親族を同居させたい)
(例:名義人の死亡、離婚)
(例:連帯保証人の死亡、転職、住所や電話番号の変更)
- 県営住宅退去・減免申請、
入居者の異動、収入申告に関すること《収入調査係》 ☎098-917-2435
(例:結婚や進学・就職によって団地から転出)
- 駐車場に関すること《駐車場係》 ☎098-917-2437
(例:車庫証明発行、契約・解除手続き、車両を変更した等)
- 家賃支払いに関すること《収納係》 ☎098-917-2436
- 家賃滞納に関する相談・心配事《専門相談員》 ☎098-917-1210
- 修繕の申込・相談に関すること ☎098-917-2438
模様替え申請に関すること《施設整備係》

下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております。

- ・名護出張所 ☎0980-43-7970 FAX:0980-43-7971
- ・コザ出張所 ☎098-988-7686 FAX:098-988-7687
- ・宜野湾出張所 ☎098-917-6173 FAX:098-917-6174

※修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合がございます。お急ぎでない方は他の時間帯にお電話いただきますよう、ご協力をお願いします。

※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡していただくようお願いいたします。

けん えい じゅう たく 県営住宅だより

2022

冬号

第9号



【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



最近、火災が増えております。 皆さんは、防火対策をしていますか？

令和元年 建物火災の主な出火原因 (令和元年版 沖縄県消防防災年報)

- 1 ガスコンロ
- 2 たばこ
- 3 放火、放火の疑い、配線器具

主な防火対策として・・・



調理中に離れない！
周囲に燃えやすいものを置かないようにしましょう



寝たばこは絶対にしない！
吸い殻は灰皿にためず、捨てる時も水で完全に消してから捨てましょう



共用部分には物を置かない！
住宅の周りには整理整頓を心がけましょう

加入していますか？(家財保険)

●失火の場合は、火災の原因により、原状回復、住宅の明け渡し、損害賠償などの措置を受けることがあります。

●万一の事故による家財や第三者に対する損害を補償する賃貸住宅居住者向けの住まいの保険等に加入しておくことも、安心して生活を送るための備えとなります。もしもに備えて加入されることをお勧めします。

※保険会社・加入内容の指定等はありません。



家財保険

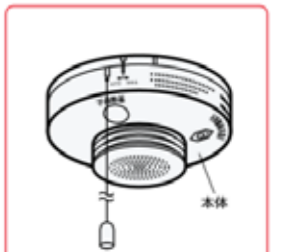
家具・家電・衣類など

お部屋の火災警報器を点検しましょう！

作動点検

警報器のひもを引っばるとテスト音が鳴ります。テスト音が鳴らないときには、本体を取り外し、専用リチウム電池のコネクタが正しくセットされているかを確認してください。それでも鳴らない場合は、電池切れや警報器の故障が考えられます。住宅火災から大切なご家族を守るため重要な役割を果たしていますので、定期的な点検しましょう。

※住宅によって器具などが異なる場合があります。



住宅用消火器の取扱いについて



新型コロナウイルス感染症対策の徹底を！

日本全国で感染が多数報告されている新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、基本的な感染症対策を今一度徹底しましょう。

ウイルス感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保 ② マスクの着用 ③ 手洗い

- ① 3密を避ける**
- ・換気の悪い密閉空間
 - ・多数が集まる密集場所
 - ・間近で会話や発声をする密接場所
- ② 正しいマスクの装着方法**
- ・鼻と口の両方を確実に覆う
 - ・フィットするように調節する
- ③ 手洗いの、5つのタイミング**
- ・公共の場所から帰った時
 - ・咳やくしゃみ、鼻をかんだ時
 - ・ご飯を食べる時（前と後）
 - ・病気の人のケアをした時
 - ・外にあったものに触った時



ジュウコウくん

あなたは家賃を滞納していませんか？

- ① 家賃の滞納を続けると督促状、催告書が届きます。(連帯保証人にも通知します。)



- ② 使用許可(契約)が取り消され、裁判にもなります。



- ③ 裁判で判決が出れば、住宅を明け渡すことになります。(強制執行)



- ④ 退去しても、滞納金の支払いは続きます。



- 家賃は忘れずに期日までに支払いましょう。
※支払いは便利な口座振替をご利用ください。
○滞納してしまったときは、そのままにせず早めに納めましょう。

二重払いには気を付けてね！

収納係 098-917-2436



ジュウコウくん

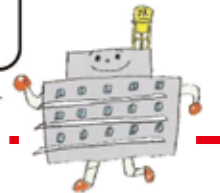
！ お忘れなく！

令和4年度の家賃決定のための収入申告書の提出はお済みでしょうか！

「収入申告書」の提出は県営住宅にお住まいの方の義務です。まだ提出されていない方については、世帯の収入状況にかかわらず、同規模民間賃貸住宅並み(近隣の相場)の家賃を負担していただくこととなりますので、提出されていない方は至急提出をお願いいたします。



毎年4月からの家賃を決める大切な手続きです！



☆収入申告義務の緩和に関するお知らせ☆

県営住宅にお住まいの皆様には、毎年収入申告をしていただき、これに基づいて県で来年度の家賃を決定しています。しかし、認知症など入居者自ら収入申告が困難な場合は、県が調査した収入額をもとに家賃の決定を行うことができる制度があります。

つきましては、制度の利用を希望する方は下記連絡先までご相談ください。

収入調査係 098-917-2435



共同生活のルールを守りましょう！



県営住宅は共同住宅であり、日常生活のさまざまなことについて約束事やルールがあります。それらを守っていただくことが、みなさんの快適な生活につながりますので皆様のご理解・ご協力をお願いします。

- 犬・猫・鳥等の飼育や餌付けは禁止されています！**

飼育や餌付けを行い、他の入居者に迷惑や危害を与えた場合には、住宅の明渡しを求める等、入居者の不利益になることがあります。絶対にやめてください。

- 清掃活動等に参加しましょう！**

住宅敷地内の清掃や草刈り、中低木の剪定等に積極的に参加し、みんなで協力して暮らしやすい環境整備に努めましょう。

- 排水管の清掃をしましょう！**

台所流し台、洗面台、浴室、洗濯機及びトイレの排水管が詰まらないよう定期的に清掃をしましょう。

- 駐車違反、自転車等の放置は大変迷惑です！**

通路等への違法駐車は緊急車両の通行の妨げや事故につながる恐れがあります。また駐車場へ契約車両以外の物やバイクの放置も禁止です。自転車等は決められた場所に駐輪し、使用しない自転車等は必ず個人の責任で処分してください。

- 生活音に気をつけましょう！**

生活音は、上下階や両隣に響きますので音には十分注意してください。日常的な音でも生活時間の違いによって感じ方は異なりますので、特に深夜や早朝等は大きな音を出さないようお互い気をつけましょう。

- 火事に注意しましょう！**

タバコやストーブ等、火元の管理は十分注意し、火災訓練等で日頃から備えましょう。**※火災保険への加入を推奨しています**

- 喫煙マナーを守りましょう！**

県営住宅では、入居者が周辺の環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為は禁止されています。共用部分での喫煙や過度なベランダでの喫煙により、受動喫煙にお困りの声が寄せられております。喫煙マナーを守り他の入居者に受動喫煙をさせないようにしましょう。

- 避難経路に物などを置いてはいけません！**

ベランダや通路等に物を置くことは、災害時に避難する上で非常に支障をきたします。絶対にやめてください。